

2026年9月17日
商工中金

自己株式取得に係る事項の決定に関するお知らせ

株式会社商工組合中央金庫（本社：東京都中央区、代表取締役社長：関根 正裕、以下「商工中金」）は、本日付の取締役会決議において、会社法第459条第1項および商工中金定款第42条に基づき、以下のとおり自己株式取得に係る事項について決定しましたので、お知らせいたします。

1. 自己株式の取得を行う理由

商工中金は、株主価値の一層の向上を図るため、株主の皆さまに安心して株式を保有いただける環境を整備することが重要であると考えています。

商工中金の株式には株主資格制限があり、非上場でもあることから、株式の流動性確保が大きな課題となっています。流通市場での売買を補完する仕組みとして、現在、野村証券株式会社が提供する「株式の売買の仕組み」をご利用いただいております。一方で、直近の売買の成立状況等が低調であること等を背景に、組合の解散をはじめとする事情により売却をご希望される株主の皆さまなどから、流動性の向上に対してご意見を頂戴してまいりました。こうしたご意見を真摯に受け止め、商工中金は2026年5月18日に「[自己株式の取得に係る方針](#)」を公表し、自己株式取得の具体的な検討を進めてまいりました。

今般、株主還元の充実および株式の流動性向上を図るため、業績および資本の状況、市場環境等を総合的に勘案のうえ、次頁のとおりに自己株式の取得を実施することとしました。売却を希望される株主の皆さまに資金化の機会をご提供するとともに、株主の皆さまとの関係を一層深め、企業価値の向上につなげてまいります。なお、2008年10月の株式会社化以降、このような自己株式の取得は初めて取り組むものであります。

今後とも、商工中金は、2026年5月18日に公表した「[株主還元方針および株主コミュニケーション方針](#)」に基づき、株主還元の充実に取り組んでまいります。2026年6月23日開催の第18回定時株主総会では、1株当たり5円の配当（前期比2円増配）について、株主の皆さまのご承認をいただきました。今後も安定配当を基本とし、中長期的な配当水準の向上を目指し株主価値の一層の向上と継続保有を促していく観点から、株価を引き上げるための経営努力も不断に続けてまいります。

なお、本自己株式取得は、「長期戦略・変革プラン」で掲げる「中小企業経済圏※」の確立・活性化を通じた持続的成長と、その成果の還元という考え方にも沿うものです。商工中金は今後も、持続的な成長と株主還元の充実の好循環を実現し、株主をはじめとするステークホルダーの皆さまの期待に応えてまいります。

※中小企業に関わる様々な関係者が“集まり”“つながり”“価値が生まれる”ためのオープンな社会

2. 取得に係る事項の内容

(1)	取得対象株式の種類	普通株式
(2)	買付け等の価格	1株あたり金164円※
(3)	取得し得る株式の総数	61,000,000株（上限） （発行済み株式総数（自己株式を除く）に対する割合4.7%）
(4)	株式の取得価額の総額	10,004,000,000円（上限）
(5)	取得期間	2026年12月1日～2026年12月30日

※商工中金から独立した第三者評価機関である株式会社赤坂国際会計により算定された普通株式の理論的価値のレンジを参考に決定しました。なお、この価格は、本日公表いたしました自己株式処分と同一の価格であり、野村證券が提供する商工中金の株式の売買の仕組みにおける直近の約定価格と同一の価格です。

3. 手続き等

詳細については、商工中金ホームページ「[株式情報・株式事務のご案内](#)」に掲載している「[自己株式の取得に係るお手続きのご案内](#)」をご覧ください。

以上

【株主の皆さまからのお問い合わせ先】※2027年3月31日までご利用いただけます。

商工中金 株式ご相談窓口 TEL. 0120-032-004

株式会社商工組合中央金庫

代表取締役社長 関根 正裕 殿

株式の譲渡し申込書

お 申 込 人 （ 株 主 様 ）	お 届 出 住 所	〒 _____
		電話番号 ()
	氏名（法人株主様の場合、商号および代表者の役職名・氏名） 日中連絡先 お名前： 連絡先： ()	
株 券 記 載 名 義 人	お申込人（株主様）と株券に記載されている名義人が異なる場合のみ、株券に記載されている名義人の氏名（法人の場合は商号）をご記入ください。 氏名・商号：	

※ご記入にあたっては、裏面の記入方法をご覧ください。

譲渡し申込株数						0	0	0	株
---------	--	--	--	--	--	---	---	---	---

※一単元（1,000 株）未満の株式は、「単元未満株式買取制度のご案内」をご確認ください。

【振込先指定欄】※ ゆうちょ銀行の方は、振込用の「店番 3 けた」「口座番号 7 けた」をご記入ください。

銀行名称 (銀行コード 4 桁)	銀行・信用金庫 組合・その他							
支店名称 (支店コード 3 桁)	支店							
口座種別と口座番号 (口座コード 7 桁)	該当番号に○ 1、普通（総合） 2、当座							
口座名義	(カナ)							
	(漢字)							

(裏面もご確認ください。)

〈「株式の譲渡し申込書」記入方法〉

○お申込人（株主様）欄

- ①「株式の譲渡し申込書」（以下「本申込書」といいます。）の「お申込人（株主様）欄」は、本自己株取得へお申込される方の情報をご記入ください。
- ②「日中連絡先」欄は、当金庫からお申込み内容に係るお問い合わせを差し上げる可能性がございますので、日中、ご連絡がとれるお電話番号をご記入ください。

○株券記載名義人欄

（１）お手元に株券をお持ちの株主様

- ① 株券の券面の名義人とお申込人が同一の場合…「同上」とご記入ください。
- ② 株券の券面の名義人とお申込人が相違している場合…株券に記載の名義人（氏名、法人の場合は商号）をご記入ください。
※ 株主である組合等がすでに清算終了している場合も、上記②と同様に、「お申込人（株主様）」欄には今回お申込みをされる方の情報を、「株券記載名義人」欄には株券に記載の組合等の名称をご記入ください。

（２）株券をお持ちでない（株券不所持制度をご利用されている）株主様

- ① 株主名簿へのご登録内容とお申込人が同一の場合…「同上」とご記入ください。
- ② 株主名簿へのご登録内容とお申込人が相違している場合…株主名簿にご登録の名義人（氏名、法人の場合は商号）をご記入ください。
※株券を紛失されている場合は、今回のお申込みをいただくことができません（詳しくは「自己株式の取得に係る事項の決定に関するお知らせ」P.4 記載の Q8 をご参照ください）。

○譲渡し申込株数欄

譲渡のお申込みをされる株式の数をご記入ください。

本件（お申込み・お手続き全般）に関するお問い合わせ・お申込み先

〒104-0028 東京都中央区八重洲2丁目2番1号

東京ミッドタウン八重洲 八重洲セントラルタワー26階

株式会社商工組合中央金庫 コーポレート・コミュニケーション部

電話：0120-032-004

受付時間：土・日・祝日等を除く 平日 9:00～17:00

株主名簿へのご登録内容、株券の発行状況等のお問い合わせ先

三菱 UFJ 信託銀行 証券代行部テレホンセンター

電話：（東京）0120-232-711（フリーダイヤル）／042-204-0303（通話有料）

受付時間：土・日・祝日等を除く 平日 9:00～17:00

株券再発行請求書

会社名 (銘柄名)	株式会社 商工組合中央金庫
--------------	---------------

年 月 日

株主名簿管理人 三菱UFJ信託銀行株式会社 あて

貴社株式（登録株式を含む）につき、下記事由（○印で表示）による株券の交付を請求いたします。

1	2	3	4	5	6
併 合	分 割	汚 損 ・ 毀 損	満 欄	引 換	不所持

なお、株券提出による併合、再交付の結果生じる単元未満株式については、

- 〔 1. 登録株式として登録
2. 単元未満株式買取請求書を添えて、買取り 〕 を希望いたします。（注1）

交 付 請 求 株 式 数	株
---------------	---

提出株券 等の内訳	提 出 株 券	— 枚	— 株
	登録株式からの交付株数（注2）		— 株
	不所持株式からの交付株数		株
交付株券の内訳（注3）	券種		合計枚数
	枚数		最小枚数

株主住所	〒 — —	電話 — —
氏 名	(フリガナ)	お届け印（注4）
株主番号		※（株主番号はお分かりの場合にご記入下さい）

- （注1） お手持ちの株券により、おまとめの結果、単元未満株数が生じる方はいずれかをご選択ください。
なお、買取りの請求を希望する場合は、別に「単元未満株式買取請求書」を併せてご提出ください。
- （注2） お手持ちの株券に「登録株式」を合算して単元株券を請求される場合の株数記入は、合計株数が
単元株数またはその整数倍となるよう株主名簿に登録のある「登録株式数」の範囲内でご記入ください。
- （注3） 交付ご希望の券種・枚数をご記入ください。ただし、交付株券の券種が、会社の定める単元未満となる
ご請求はお取扱いできません。
- （注4） 株主様としてお届けのご印鑑をご押印ください。相違する場合は、手続きができない場合もありますので、
ご注意ください。

（社用欄）

印鑑照合

株主情報確認

株券再発行請求書

会社名
(銘柄名)

ご所有株式の発行会社名をご記入下さい。

年 月 日

株主名簿管理人 三菱UFJ信託銀行株式会社

貴社株式（登録株式を含む）につき、下記

ご請求内容の番号を○印で表示してください。

1	2	3	4	5	6
併 合	分 割	汚損・毀損	満 欄	引 換	不所持

なお、株券提出による併合、再交付の結果生じる単元未満株式については、

- ☐ 1. 登録株式として登録
☐ 2. 単元未満株式買取請求書を添えて、買取りを希望する

お手続きされる合計株数をご記入下さい。
尚、株式数の変更がある場合は新株数で
ご記入下さい。

交 付 請 求 株 式 数

提出株券 等の内訳	提 出 株 券	枚	株
	登録株式からの交付株数（注2）		株
	不所持株式からの交付株数		株
交付株券の内訳（注3）	券種		合計枚数
	枚数		枚

ご希望の券種（10株券など）がございましたら
その種類と枚数をご記入下さい。
(なお単元株券以外の券種をご希望される場合は、
ご希望券種の有無をお問合せ下さい。)

お届け印を
ご押印下さい。

株主住所	〒		
氏 名	(フリガナ)		お届出 (注4)
※法人の場合は、法人名および代表役職者名・代表者名(フリガナ)をご記入下さい。		法人の場合は、 法人名および代表役職者名・代表者名(フリガナ) をご記入下さい。	
株主番号	※（株主番号はお分かりの場合にご記入下さい）		

- (注1) お手持ちの株券により、おまとめの結果、単元未満株数が生じる方はいずれかをご選択ください。
なお、買取りの請求を希望する場合は、別に「単元未満株式買取請求書」を併せてご提出ください。
- (注2) お手持ちの株券に「登録株式」を合算して単元株券を請求される場合の株数記入は、合計株数が
単元株数またはその整数倍となるよう株主名簿に登録のある「登録株式数」の範囲内でご記入ください。
- (注3) 交付ご希望の券種・枚数をご記入ください。ただし、交付株券の券種が、会社の定める単元未満となる
ご請求はお取り扱いできません。
- (注4) 株主様としてお届けのご印鑑をご押印ください。相違する場合は、手続きができない場合もありますので、
ご注意ください。

(社用欄)

印鑑照合

株主情報確認

<ご売却>

単元未満株式買取または端株買取請求書（兼株式等の譲渡に係る告知）

(株式等の譲渡の対価の支払をする発行人)

社用欄

未上場

会社名
(銘柄名)

株式会社 商工組合中央金庫

()

株主名簿管理人 三菱UFJ信託銀行株式会社にて

年 月 日

※裏面のご注意をお読みのうえ、太わく内にご記入ご押印ください。

私が所有する下記の株式につき、当該株式の発行会社の株式取扱規程（則）に基づいて買取請求を依頼します。
買取代金は下記送金方法指定欄に記載の方法により支払うことを請求いたします。

買取請求 株式数		請求株式数 内訳		
		提出株券株式数	登録株式端株数	不所持株式数
	株	株	株	株

※株式数のご記入がない場合はご返却させていただきます。端株は小数でご記入ください。

※ご連絡先電話番号（日中にご連絡が可能な電話番号をご記入ください）

電話番号										
住所	〒 -									
氏名	(フリガナ)									
※法人の場合は、法人名および代表者役職名・代表者名（フリガナ）もご記入ください。										
株主番号										
印鑑検索キー										

※1か2のいずれかをご選択ください。
送金方法のご指定がない場合は、ゆうちょ銀行現金払い（お支払いをする際、取引時確認のためご本人であることが
特定できる資料（取引時確認資料）の提示等をお願いすることがあります。）といたします。

※フリガナは必ずご記入ください。

※送金方法を○印で表示

1. 銀行口座振込														
フリガナ														
信金 農協 銀行 信組 労金 支店														
金融機関番号				店番号			種目		口座番号					
							1. 普通・ 総合	2. 当座 4. 貯蓄						
口座名義人	フリガナ													
	氏名													
2. ゆうちょ銀行現金払い (貯金事務センターから「振替払出証書」が送付されるまで2週間程度の日数を要します。)														

社用欄

年 月 日 株価ご了承済

買取（取次）店受付印	事務取扱場所受付印		印鑑照合	株主情報確認	(告知確認者が記入)	
					確認日	
					確認書類	
		区分コード			確認場所の名称	

＜ご売却＞

＜ご注意＞

1. 登録株式（株券未発行の株式、株券不所持の株式）につき、買取請求株式数が株主名簿に記載されている株式数を超過している場合は、株主名簿に記載されている株式数が適用されます。端株については、端株原簿上の数により同様のお取扱いとします。
2. 買取請求の効力は、株券（株券が発行されている場合）および本請求書が、発行会社の株主名簿管理人事務取扱場所または同取次所に到着した日に生じます。
3. 買取価格は、買取請求書等が到着した日の発行会社指定の価格を適用いたします。
4. 買取価格の指定はできません。また、買取りを請求した後の取消しはできません。
5. 買取代金は買取価格が決定した日から6営業日（初日不算入）以内に発行会社所定の手数料を差引いたうえで、本請求書によりご指定の方法でお支払い（ご送金）いたします。
なお、ゆうちょ銀行現金払いによるお支払いにつきましては、2週間程度の日数を要します。
6. 買取請求をされた株式または端株は、当社株主名簿管理人が買取代金支払いのための手続きを完了した日（上記5. のお支払予定日）に発行会社に移転します。
7. ご印鑑は発行会社（株主名簿管理人）へのお届出印をご押印ください。株券の添付がされていない株式については、印鑑が相違すると手続きができませんのでご注意ください。

＜買取請求に伴う譲渡益課税について＞

単元未満株式について買取を請求する場合、その譲渡所得につきましては、申告分離課税の対象となり本人確認書類の提示が必要となります。

なお、別紙をご参照のうえ、本人確認書類のご提示と併せて、個人番号等をお届いただけなかった場合は支払調書に個人番号等が記載されない場合がございます。

<個人番号等記載欄>

[illegible]

<ご売却>

単元未満株式買取または端株買取請求書（兼株式等の譲渡に係る告知）

（株式等の譲渡の対価の支払をする発行法人）

社用欄

▼ 記入日をご記入ください

会社名
（銘柄名）

株式会社 商工組合中央金庫

株主名簿管理人 三菱UFJ信託銀行株式会社あて

年 月 日

【記載例】 黄色の箇所をご記入いただき、赤字で示した箇所にお届出印をご押印ください。

買取請求 株式数		株	請求株式数 内訳	株	登録株式端株数	株	不所持株式数	株
			提出株券株式数					

※株式数のご記入がない場合はご返却させていただきます。端株は小数でご記入ください。

※ご連絡先電話番号（日中にご連絡が可能な電話番号をご記入ください）

電話番号										
住所	〒 —									
氏名	(フリガナ)									
※法人の場合は、法人名および代表者役職名・代表者名（フリガナ）もご記入ください。										
株主番号										
印鑑検索キー										

※1か2のいずれかをご選択ください。

送金方法のご指定がない場合は、ゆうちょ銀行現金払い（お支払いをする際、取引時確認のためご本人であることが
特定できる資料（取引時確認資料）の提示等をお願いすることがあります。）といたします。

※フリガナは必ずご記入ください。 （いすれかを○印で表示）	1. 銀行口座振込														
	フリガナ														
	信金 農協 銀行 信組 労金 支店														
	金融機関番号				店番号			種目		口座番号					
								1. 普通・ 総合	2. 当座 4. 貯蓄						
	口座名義人	フリガナ													
		氏名													
	2. ゆうちょ銀行現金払い (貯金事務センターから「振替払出証書」が送付されるまで2週間程度の日数を要します。)														

社用欄

年 月 日 株価ご了承済

取扱（取次）店受付印	事務取扱場所受付印		印鑑照合	株主情報確認	（告知確認者が記入）	
					確認日	
					確認書類	
					確認場所の名称	

＜ご売却＞

＜ご注意＞

1. 登録株式（株券未発行の株式、株券不所持の株式）につき、買取請求株式数が株主名簿に記載されている株式数を超過している場合は、株主名簿に記載されている株式数が適用されます。端株については、端株原簿上の数により同様のお取扱いとします。
2. 買取請求の効力は、株券（株券が発行されている場合）および本請求書が、発行会社の株主名簿管理人事務取扱場所または同取次所に到着した日に生じます。
3. 買取価格は、買取請求書等が到着した日の発行会社指定の価格を適用いたします。
4. 買取価格の指定はできません。また、買取りを請求した後の取消しはできません。
5. 買取代金は買取価格が決定した日から6営業日（初日不算入）以内に発行会社所定の手数料を差引いたうえで、本請求書によりご指定の方法でお支払い（ご送金）いたします。
なお、ゆうちょ銀行現金払いによるお支払いにつきましては、2週間程度の日数を要します。
6. 買取請求をされた株式または端株は、当社株主名簿管理人が買取代金支払いのための手続きを完了した日（上記5. のお支払予定日）に発行会社に移転します。
7. ご印鑑は発行会社（株主名簿管理人）へのお届出印をご押印ください。株券の添付がされていない株式については、印鑑が相違すると手続きができませんのでご注意ください。

＜買取請求に伴う譲渡益課税について＞

単元未満株式について買取を請求する場合、その譲渡所得につきましては、申告分離課税の対象となり本人確認書類の提示が必要となります。

なお、別紙をご参照のうえ、本人確認書類のご提示と併せて、個人番号等をお届いただけなかった場合は支払調書に個人番号等が記載されない場合がございます。

＜個人番号等記載欄＞

[illegible]

2026 年 9 月 17 日

株主各位

東京都中央区八重洲 2 丁目 2 番 1 号
株式会社商工組合中央金庫
代表取締役社長 関根正裕

単元未満株式買取制度のご案内

平素より格別のお引き立てを賜り、厚く御礼申し上げます。

当金庫では、1,000 株をもって 1 単元と定めており、これに満たない株式を「単元未満株式」といいます。単元未満株式買取制度（以下「本制度」といいます。）により、ご所有の当金庫株式のうち単元未満の株式がある場合は当該単元未満株式を当金庫へ譲渡（売却）していただくことができます。売却をご希望される株主の皆さまにおかれましては、本制度のご利用をご検討ください。

記

1. ご所有の株式数等の確認方法

現在ご所有の株式に単元未満の株式がある場合は、本制度をご利用いただけます。

ご所有株式数、ご住所、ご名義、お届け出印などをご確認になりたい場合は、三菱 UFJ 信託銀行株式会社証券代行部テレホンセンターへお電話ください。なお、お届け出印以外の内容は、当金庫のお取引店舗でもご確認いただけます。

2. お手続き方法

三菱 UFJ 信託銀行株式会社証券代行部テレホンセンターへお電話いただき、お手続き用紙をご請求ください。お手続き用紙が届きましたら、同封のご案内に従い、必要書類を返信用封筒にて同部へご提出ください。なお、お手続き用紙の様式は、別添資料にも掲載しております。

3. ご案内日現在の買取価格

2026 年 9 月 17 日時点での当金庫買取価格は、1 株当たりで 173 円となっております。なお、実際の買取価格は、お手続き書類が同部に到達した日の価格となります。

4. ご注意事項

- ・買取の対象は、1,000 株未満の株式数に限られます。
- ・単元未満株式については、株券を発行しておりません。

5. ご照会先

(1) ご所有株式数等の確認、用紙請求、お手続き方法に関するご照会先およびご提出先

三菱 UFJ 信託銀行株式会社証券代行部テレホンセンター
〒137-8081 新東京郵便局私書箱第 29 号三菱 UFJ 信託銀行株式会社 証券代行部
電話：（東京）0120-232-711（フリーダイヤル）／042-204-0303（通話有料）
受付時間：土・日・祝日等を除く 平日 9：00～17：00

(2) その他、本件案内に関するご照会先

株式会社商工組合中央金庫 コーポレート・コミュニケーション部
電話：0120-032-004
受付時間：土・日・祝日等を除く 平日 9：00～17：00

以上